

小田原市企業誘致推進条例

〔対象要件〕

区分	工業系地域	保留区域等		工業系地域及び保留区域等
		保留区域	その他の区域	
企業等	新たに製造業又は研究所その他市長が認める事業を開始する企業等	新たに事業を開始する企業等	新たに製造業等を開始する企業等	市内で10年以上、製造業等を継続している企業等で、事業所及び事業所の設備を拡張するもの
投下資本額	1億円(中小企業者は5千万円)以上	1億円以上	10億円以上	1億円(中小企業者は5千万円)以上
固定資産の取得期間	平成32年3月31日まで			平成34年3月31日まで
立地期間	平成34年3月31日まで			

〔対象地域〕

工業地域、工業専用地域、市街化調整区域の中の保留区域等

〔対象業種〕

製造業、自然科学研究所、産業振興に寄与すると市長が認める事業

- 企業等立地奨励金
投下資本額の10%(上限1億円)
- 雇用促進奨励金
5人以上の市内居住者を1年以上継続して新たに雇用した場合、1人につき20万円(上限1,000万円)
※条件により適用できない場合があります。
- 投資促進奨励金
立地後3年度分の固定資産税、都市計画税の税相当額の合計額の2分の1
※条件により対象となる税相当額は異なります。

工場立地法による緑地面積率等の緩和
(工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例)

〔対象地域〕

工業地域、工業専用地域、準工業地域

〔支援内容〕

工業専用地域、工業地域	緑地面積率	6%以上
	環境施設面積率	5%以上、計11%以上
準工業地域	緑地面積率	15%以上
	環境施設面積率	5%以上、計20%以上
上記地域における重複緑地算入率 50%		

小田原市企業振興資金融資

〔対象者〕

- 市内に事業所を有し1年以上継続して同一事業を営むもの
- 製造業及び製造業に関連する電気業、ガス業、熱供給業、道路貨物運送業、倉庫業等
※その他条件があります。

〔対象地域〕

- 工業地域、工業専用地域、準工業地域

〔融資条件〕

- 用途/市内の工場適地に移転、増設、設備投資等を行うための資金
- 限度額/1億円(所要額の80%以内)
- 融資利率/2.1%
- 返済方法/割賦返済、20年以内(据置1年)

〔その他支援〕

- 3年間、利子相当額を助成します。
- 15万円を限度として、支払った信用保証料を助成します。

小田原市企業誘致促進融資利子補給制度

〔対象者〕

神奈川県企業誘致促進融資を利用して、小田原市に立地する企業

〔適用期間〕

利子の支払いを始めた日の属する月から3年以内

〔利子補給の対象となる融資限度額〕

西湘テクノパーク及び(仮称)鬼柳・桑原地区工業団地に立地する場合は融資額のうち5億円以内、それ以外は1億円以内の額に対する利子相当額が対象

〔支援内容〕

融資利率以内の利子相当額を助成

問合せ

小田原市経済部産業政策課 (0465)33-1513